

兵庫県公報

平成27年12月15日 火曜日 第 2757 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
公 告	
○ 平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	7
公安委員会規則	
○ 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則	8
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	9
○ 教習指導員審査の実施	10

公布された法令のあらまし

- 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）
不正競争防止法の一部改正により財産の没収に関する保全手続について新たに規定されること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
生田大坪土地改良区	県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業	生田大坪地区	平成27年12月1日

兵庫県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年12月1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	阿弥陀大池地区	平成27年12月15日から 平成28年1月6日まで	高 砂 市 役 所



兵庫県告示第1033号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市川阪字ジザイ堂ノ谷30、字細谷31の3、31の4、31の7、字南田46の3から46の5まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1034号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市氷上町三方字親父畔2045の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町中竹田字岩倉6182、6183、6185、6186

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩倉6182・6183・6185・6186（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1036号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

西日本高速道路株式会社関西支社
大阪府茨木市岩倉町1番13号
支社長 村 尾 光 弘

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(仮称) 新名神高速道路 宝塚サービスエリア
宝塚市玉瀬字奥之焼1-125他

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号の6 飲食店に設置されるちゅう房施設	72号 し尿処理施設
能	力	620食	493m ³ /日

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1年	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～24時 18時間	24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	350	10	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120	140	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	70	90	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	12	10	20
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	4	5	1	2
	大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	—	—	800以下	800以下
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	180	180	493	493	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	合併浄化槽				
型 式	株式会社西原ネオ製 ATC-Z493+急速砂ろ過装置				
構 造	鉄筋コンクリート製				
主 要 寸 法	14.5m×36.6m×6.4m				
能 力	493m ³ /日				
汚 水 等 の 処 理 方 式	凝集剤直接添加ATコントローラー式間欠ばっ気活性汚泥処理方式+急速砂ろ過				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1年				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
区 分	処理前		処理後		
	通常	最大	通常	最大	

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	369	10	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150	186	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	200	216	10	15
	窒素含有量 (単位 mg/L)	50	59	10	20
	リン含有量 (単位 mg/L)	5	8	1	2
	大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	無数	無数	800 以下	800 以下
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)		493	493	493	493

(5) 排出水の汚染状態及び量

排 水 口 名		No. 1	No. 2~4
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	493	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	493	
水素イオン濃度 (水素指数)	通 常	5.8~8.6	
	最 大	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	10	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	20	
浮遊物質 量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	15	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通 常	10	
	最 大	20	
リン含有量 (単位 mg/L)	通 常	1	
	最 大	2	
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	通 常	800 以下	
	最 大	800 以下	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月15日から平成28年1月5日まで

(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宝塚市環境部環境室環境政策課



兵庫県告示第1037号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
所長 貝 掛 敦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	2,400m ³ N/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7~10	7~10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	30
	浮遊物質 (単位 mg/L)	5	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	5
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		5	5

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月15日から平成28年1月5日まで

(2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第1038号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年1月22日から同年3月18日まで
- 3 作業地域
たつの市の一部



兵庫県告示第1039号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
二ノ谷(3)	神 戸 市	須 磨 区	一ノ谷町二丁目		87番5の一部、87番6の一部、87番8から87番10までの各一部、87番11、87番12、87番13の一部、87番25の一部、93番の一部、94番の一部、95番3の一部、96番の一部
			一ノ谷町三丁目		1番1の一部、1番17の一部、1番35の一部、1番36、1番39の一部、1番40、3番18の一部、3番20の一部、3番26の一部、3番29の一部、3番31

公 告

平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成28年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成27年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 募集人員
5名
- 2 申込資格
社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）
- 3 研修内容及び研修期間
「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1

箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要。）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

※自営の者は不要。

(2) 申込書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

平成28年1月4日（月）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日又は祝日と重なる場合は、その前日とする）。

郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日が属する月の2箇月前の月の25日（土曜日、日曜日又は祝日と重なる場合は、その翌日とする）以降に、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電 話 番 号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

公 安 委 員 会 規 則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第12号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則（平成4年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」の右に「、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加え、「第19条第1項若しくは第2項」の右に「、不正競争防止法第35条第1項若しくは第2項」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「第19条第3項」の右に「、不正競争防止法第35条第3項」を加え、「(以下「被指定者」という。)」を削る。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**兵庫県公安委員会告示第395号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月15日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成28年2月6日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続**(1) 提出書類****ア 審査申請書1通**

審査申請書は、平成27年12月15日（火）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年12月15日（火）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年12月17日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年3月8日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



兵庫県公安委員会告示第396号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月15日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成28年2月6日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成27年12月15日（火）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免

許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成27年12月15日（火）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成27年12月17日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年3月8日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628